

(公社) 非営利法人研究学会 分野別研究会運営規程

平成28年9月17日制定

令和元年9月14日改正

令和4年12月27日改正

(目的)

第1条 非営利法人研究学会は、その設立趣旨に則り学際的研究及び分野別研究を拡大・深化させるため、特別研究会（以下、分野別研究会という。）を設置し、本規程によって運営する。

(事業)

第2条 分野別研究会は下記の事業を行う。

- 一 研究会、講演会等の開催
- 二 論文集その他の刊行物の発行
- 三 その他

(構成)

第3条 分野別研究会は、次の者で構成する。

- 一 座長 1名
- 二 幹事 若干名
- 三 委員 10名以内

2 座長は常任理事会が推薦し、理事会の承認を経て、会長が指名する。

3 幹事は、会員の委員の中から座長が必要に応じて指名する。

4 委員は原則として会員の中から座長が指名する。但し、会員でない委員の指名については、常任理事会の承認を要する。

(任期)

第4条 座長、幹事及び委員のいずれも任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(研究期間)

第5条 分野別研究会における研究期間は2年を1期とする。

(研究報告)

第6条 分野別研究会は会員総会において、毎年度、研究計画及び研究報告を行うこととし、その研究内容につき、1期ごとにワーキングペーパー等として公表しなければならない。

(経費)

第7条 分野別研究会に必要な経費は理事会において定める分野別研究会助成費を充てることとする。

(本規程の廃止)

第8条 新たな分野別研究会の設置は行わないものとし、既存の分野別研究会の研究期間の終了をもって、本規程を廃止する。

(規程の変更)

第9条 本規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は令和4年12月27日より実施する。